（本號八面）　（明治廿五年第一百十一號　三月廿一日　郵便電信省認可）　明治二十五年十一月廿七日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報

第三千五百十一號
明治廿五年十一月廿七日曜日
舊曆壬辰十月九日（癸亥）
日出午前六時三十分　日入午後四時二十七分
月出午後零時二十五分　月入午前一時十八分
潮汐午前十時二十九分　午後十時二十九分
（西曆一千八百九十二年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一部二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外に一箇月十三錢ノ費送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上七日以上六日迄
一行　〃　付	十三錢	十一錢

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡から ず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信をば氣せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

第四期議會の開會

帝國議會は本月二十五日に召集せられ愈々明後二十九日を以て開院式を行はるる可しと云ふ今回の議會は第四回にして開設以來足掛け三年を經過したり一瞬の如くなれども英國などにて政治社會の形勢は平均凡そ三四年の間に一變するの例にして政治上に於ては三年の日月決して短しと云ふ可らず抑も我國の政治は二十餘年來長足の進歩を爲したりと云ふ其進歩は固より氣運の然らしむる所とは雖も自から人力の助なきを得ず即ち維新以來政府當局者の苦心經營は一方ならずして其間に失策も少からざれども兎にも角にも今日までの成跡を見れば其人々の勳功亦大なりと云ふ可し而して國會の開設は國民一般の力を政治上に致さしむるの精神にして從來の專人政府が少數の人にて萬般の政務を處理したるに引換へ衆人一致して事を贊助するみとなれば政府の力は一層大ならざるを得ず二人の力は一人よりも強く貴衆兩院六百人の贊助は其力の強大なるみと數に於て明に知る可し然るに開設以來の事態を見れば議場の風光動もすれば空に走りて實際の議論少なく國家の進歩に必要なる事業費さへ彼れ是れの苦情多くして議決に至らず甚だしきは立國の根本とも申す可き地租に輕減を試み又は地價の修正を行はんとするなど兎角進歩の思想に乏しく一昨年も斯くの如く昨年も斯くの如くにして本年も亦斯くの如くならんには三年の歲月は空しく消過したる姿にして二十餘年來長足の進歩も茲に全く停止するのみならず或は退歩の實を見るに至るも計る可らず若しも此有樣にして改むる所なく國會の爲めに却て國事の停退を致すとありては或は人をして憂しと思ひし寡人政府の當日を羨はしむるともあらんかと我輩は國會の爲めに謀りて竊に取らざる所なり然りと雖も一方より考ふるときは政治の進歩は自から社會の大勢に隨ふものにして其大勢の赴く所は劃めんと欲して留まらず區々たる障害は恐るゝに足らざるを知る可し喩へば今日の有樣は恰も山に登るに異ならず山路の險なる或は中途にして疲勞を催ほし甚より降らんか登らんかと聊か躊躇するみとなきに非ざれども既にして絶頂に達すれば大に愉快を覺え自から前の躊躇を笑ふもの丶如し國會の前途も亦これに等しく今日みと萬事消極にして恰も山を降らんとするものゝ如くなれども數年ならずして顧みて前日の因循を一笑に付するの時あるや疑ふ可らず我輩の敢て期する所なれども目下既に其消極主義の非を悟りたらんには之を自然の成行に一任して甘んず可きに非ず直に其是とする所を行ふて昨非の笑を他日に遺さゞるみと智者の事なれ殊に其擧動に關心するものは單に日本人のみならず海外諸國の人々も皆注目して窺ふみとなれば議員たるものは國會の議場を開れの舞臺と覺悟して大に勉强し專人政治に勝る可き進取活動を遂ふして果して國民多數の意志を代表し以て日本の國會たるに恥ざるの實を擧げんみと希望に堪へず開會の初に當りて聊か一言を呈するものなり

官報

○詔勅

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依リ十一月二十九日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ス

御名御璽

明治二十五年十一月二十五日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
司法大臣伯爵山縣有朋
遞信大臣伯爵黑田清隆
内務大臣伯爵井上馨
陸軍大臣伯爵大山巖
農商務大臣伯爵後藤象二郎
外務大臣　陸奥宗光
文部大臣　河野敏鎌
海軍大臣子爵仁禮景範
大藏大臣　渡邊國武

○宮内省告示第十一號

來ル廿九日帝國議會開院式ヲ行ハセラル、旨仰出サル

明治二十五年十一月二十五日

宮内大臣子爵土方久元

○内務省令第七號

米國ニ於テ發行スル愛國ト題スル新聞紙ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ新聞紙條例第廿一條ニ據リ自今内國ニ於テ發賣頒布ヲ禁止シ其新聞紙ヲ差押フベシ

明治二十五年十一月二十六日

内務大臣伯爵井上馨

○農商務省訓令第三十六號

警視廳　北海道廳　府縣

明治十九年（十月）當省訓令第十五號臨時獸醫ヲ傭入ルトキハ其手當檢十五圓以内トアルハ卅圓以内ト改正ス

明治二十五年十一月二十六日

農商務大臣伯爵後藤象二郎

○宮内省達甲第七號

宮内省官制第三十條式部官二十人ヲ二十八人ト改メ名譽官二等二人ヲ五人同三等以下十二人ヲ十七人トシ第四十三條主鷹官十人ヲ十五人ト改ム

明治二十五年十一月二十六日

奉勅

宮内大臣子爵土方久元

○臨時博覽會事務局告示第十五號

明治二十四年（十二月）臨時博覽會事務局告示第五號鑑査規則第三條中ノ鑑査期日ハ明治二十五年（九月）臨時博覽會事務局告示第十二號ヲ以テ明治二十五年十二月一日ヨリ同月二十五日迄トシタルヲ更ニ明治二十六年一月十六日ヨリ同月三十一日迄ト改正ス

明治二十五年十一月二十六日

臨時博覽會事務總裁
農商務大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○府下代言人の增加

代言人の近年メキ丶ハ增加し來りたるは今更云ふ迄も無き事なれども殊に府下の增加は最も著しく新舊兩組合の現員を合すれば最早四百七名の多きに達したる由斯く多數に增加したると同時に法律博士の學位を有する鳩山和夫岡村輝彦兩氏を始めとし帝國大學等の出身若くは外國の留學者にして種々なる學位の肩書を持てる代言人も增加して今は殆んど三十名の上に出でんとするのみならず帝國大學の卒業生にして次第に此業に從事するの模樣もありて此肩書附代言人の爲めに通常代言人中久しく此業を營み世間の信用を得て已に謂ゆる老師の地位を占め居る少數者を除くの外は勉もすれば重立ちたる訴訟事件を漸次占領されんとするの姿無きに非ず夫さへあるに此通常代言人中にも十數年前の昔漸く佛國民法新律綱領改定律例等の解釋位にして及第したる老輩と其後に各私立學校を卒業して及第したる少壯者とありて少壯者は概して學力の優れる代りに世事の經驗淺く老輩は學力の劣れりとするも經驗多きより老壯兩者は各々互に其長所を笠に着て一方を淺んとするの傾きあり斯る一般の模樣なれば數年前に比しては代言の營業も概して餘程困難ならんとずるの模樣ありて是等の結果にてもあるか現に數年前と頗る其趣を異にし來れる一例を擧ぐれば重立ちたる代言人の事務所には必ず四五名の附屬代言人ありを見るべし左れば斯く代言人の增加して營業の困難なるに連れ之に伴ふて起らんとするは健訟の弊害にして此弊害たる社會の爲めに最も患ふべきものなれば已に司法省にても是等を豫防するの評議ありて出來得べくんば遠からず豫防の方策を定めたる上成るべく代言人の數を增加せしめざる事にすべしとの議もありと云ふ

○酒造家の運動

神奈川縣收稅長横瀨敬次郎氏は此程管下各直稅分署へ內達し清酒にアルコールを混和して販賣するものを酒類稅則第二條三類の種目に入れ再製酒と見做し一石に付六圓の稅金を賦課する事となり既に製酒家中には右稅金を納せしものさへあるに清酒には最初一石に付四圓の稅金を徵收せられたるものにて清酒にアルコールの幾分を混和せしとて決して三類酒に入るべからざるものなれば手もなく二重稅を賦課さるゝものなり加之各府縣中に於て未だ斯くの如く二重稅を賦課せしものあるを聞かずして同縣酒造家一同は大に收稅長の處置に不滿を抱き有志者は兩三日中に縣知事に對し右に關する質議書を呈出せんとして目下相談中なり

○東本願寺の本堂落成

京都東本願寺の堂宇建立は去る明治二十二年に大師堂成りて今度漸く本堂の落成を告げたれば來る二十九日を以て遷佛式を擧行するに付昨今各地方信徒の京都に出向く者非常に夥しと云ふ又同寺の鐘楼堂は名古屋の豪商神野某が一手に二萬七千圓を寄附して建築する由

○行政裁判所判決

山梨縣議員八代丈八氏外四名の同議員撰擧會長矢崎親吉氏に係る不件に對し去十四日行政裁判所に原告は明治二十四年八月十六日上野村村撰擧會を開くに當り被告が撰擧權を設けずを附票するに當り內樂して文字の讀み間違ふ撰擧は町村制第四十六條の規定に從了したるは違法なりと云ふと雖も郡制第十六條には第二十二條第二十三條第二十三條の撰擧權を有する者は撰擧會に關する事項の如き同制第二十條撰擧權任の件は右第四十條中撰擧權の職務に關する事項の如き設くべきにあらずとするときは第二十條中撰擧權を設くべきにあらずとするときは第二十條中撰擧權の職務に關する事項の如きも在るものなれば本件撰擧權を設けざるは當時撰擧會員撰擧法に違ふものにあらず又投票會場員に番號を與へざるは當時撰擧會のありと云ふは投票紙に番てを附すまでにして顧み無きにあらざれば以上を得ざるものとす

右の理由に依り判決すること左の如し

原告の訴求相立たず

訴訟費用は原告の負擔とす

明治二十五年十一月十四日行政裁判所

○郵便貯金通帳の質入

利用し一種の詐僞手段を施すみと其取締に就き種々協議中の由なるが其筋（は同通帳の紛失或は金管理所にては該通帳は無効の廣告するも債主其廣告に注意せざるより返濟期限に至り始めて記を發見するも通帳無効の後ち幸として種々なる口實を以て債主の損毛に歸するものも少なからず同通帳を抵當に取りたる債主は記入額の眞僞を確かひるみ

○名古屋の大繁昌

數百萬圓の震災數度岐阜兩縣下に落ちて車夫土方の末に至るまでも皆中興に春を催し爾來名古屋の繁昌は古今未曾有の有樣となり昨日の奇觀今日の幸福大洲の觀音鎮けて其代りに加藤大明神の建立もあるべき人氣なりと